個人情報ノアイル海寺	T		
個人情報ファイル等の名称	税理士ファイル		
実施機関の名称	千葉県知事		
個人情報ファイル等が利用に供さ	<b>从</b> 公友 ἀπ ∓兴 区友 言田		
れる事務をつかさどる組織の名称	不必 化另 可2 作允 化另 6 木	総務部税務課	
個人情報ファイル等の利用目的	税理士登録に伴う欠格事項の調査(税理士法第4条及び第		
1個人情報ファイル寺の利用日的	24条) のため		
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日	•年齢、4本籍、5住所、	
<b>記</b>	6電話番号、7学歴、8資格、	、9職業・職歴	
記録範囲	税理士登録申請した者		
記録情報の収集方法	本人以外(各税理士会)からの	の収集	
要配慮個人情報が含まれるとき	含まない		
は、その旨	ロヌない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部	審査情報課)	
及び所在地	(所在地)千葉市中央区市場	(所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階	
訂正及び利用停止に関する他の法			
令の規定による特別の手続等			
	□法第60条第2項第1号		
	(電算処理ファイル)	□ 法签60条签0运签 0 □	
   個人情報ファイル等の種別	政令第21条第7項又は施行条	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファ	
個人情報ファイル寺の種別 	例施行規則第2条第7項に該		
	当するファイル	イル)	
	□有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の			
募集をする個人情報ファイルであ	非該当		
る旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を			
受ける組織の名称及び所在地	_		
行政機関等匿名加工情報の概要	_		
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案を受ける組織の名	_		
称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案をすることができ	_		
る期間			
備考	_		

個人情報ファイル等の名称	審査請求関係ファイル	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供さ	1 未示刈事	
れる事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
10の手切で 27.00 の心臓の有外	地大形は第10名から第10名の10七でに担守する東郊の学	
個人情報ファイル等の利用目的	地方税法第19条から第19条の10までに規定する事務の遂	
	│行のため。 │1氏名、2住所、3電話番号、	4 財産・収入 5 納税性
記録項目	」「以石、2任別、3电品留号、 「況	、4别度"拟八、5利抗八
   記録範囲	審査請求人	
記録情報の収集方法	本人(代理人)からの収集、	<b>州の宮八庁からの収集</b>
	本人(11、连人)からの収集、1	他の自公川からの収集
要配慮個人情報が含まれるとき	含まない	
は、その旨		
記録情報の経常的提供先		<b>・                                    </b>
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部署	
及び所在地	(所在地)千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階	
訂正及び利用停止に関する他の法		
令の規定による特別の手続等		T
	│□法第60条第2項第1号	
	(電算処理ファイル)	   ☑法第60条第2項第2号
   個人情報ファイル等の種別	政令第21条第7項又は施行条	(マニュアル処理ファ
	例施行規則第2条第7項に該	イル)
	当するファイル	
	□有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の		
募集をする個人情報ファイルであ	非該当	
る旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を		
受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情		
報に関する提案を受ける組織の名		
称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情		
報に関する提案をすることができ	_	
る期間		
備考	_	
<u> </u>	l .	

個人情報フアイル溥寺			
個人情報ファイル等の名称	訴訟関係ファイル		
実施機関の名称	千葉県知事		
個人情報ファイル等が利用に供さ れる事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課		
個人情報ファイル等の利用目的	地方税法第19条の11から第19条の14までに規定する事務 の遂行のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3財産・収ん	入、4納税状況	
記録範囲	訴訟提起人		
記録情報の収集方法	本人(代理人)からの収集、化	也の官公庁からの収集	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	裁判所		
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部署	審査情報課)	
及び所在地	(所在地)千葉市中央区市場	(所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階	
訂正及び利用停止に関する他の法			
令の規定による特別の手続等	_		
個人情報ファイル等の種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項又は施行条 例施行規則第2条第7項に該 当するファイル □有 □無	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファ イル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の			
募集をする個人情報ファイルであ る旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を			
受ける組織の名称及び所在地	_		
行政機関等匿名加工情報の概要	_		
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案を受ける組織の名	_		
称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案をすることができ	-		
る期間			
備考	_		

個人情報ノアイル海寺	I		
個人情報ファイル等の名称	県たばこ税手持ち品課税に係る納税義務者ファイル		
実施機関の名称	千葉県知事		
個人情報ファイル等が利用に供さ			
れる事務をつかさどる組織の名称	総務部稅務誄、台県稅事務所 	総務部税務課、各県税事務所	
	地方税法平成27年法律第二号改正附則第12条及び平成30		
個人情報ファイル等の利用目的	年法律第三号改正附則第10条1	こ規定するたばこ税手持品	
	課税係る事務		
=1 63 + <b>T</b> D	1整理番号、2氏名、3住所、	4個人番号、5電話番	
記録項目 	号、6個人番号、7財産・収え	入、8納税状況	
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	本人からの収集		
要配慮個人情報が含まれるとき	A + 4-1.		
は、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部署	· 審査情報課)	
及び所在地	(所在地)千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階		
訂正及び利用停止に関する他の法			
令の規定による特別の手続等	_		
	☑法第60条第2項第1号		
	(電算処理ファイル)		
	政令第21条第7項又は施行条	□法第60条第2項第2号	
個人情報ファイル等の種別 	例施行規則第2条第7項に該	(マニュアル処理ファ	
	当するファイル	イル)	
	☑有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の			
募集をする個人情報ファイルであ	非該当		
る旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を			
受ける組織の名称及び所在地			
行政機関等匿名加工情報の概要	_		
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案を受ける組織の名	_		
称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案をすることができ	_		
る期間			
備考	_		
	1		

四八月秋ノナイル海守			
個人情報ファイル等の名称	免税軽油使用者関係ファイル		
実施機関の名称	千葉県知事		
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課、各県税事務所		
100事務を 2か.00 る地域の石が			
個人情報ファイル等の利用目的	遂行のため。	ののように成たする未物の	
記録項目	1氏名、2住所、3整理番号、4電話番号、5職業・職		
- 記述項目	歴、6免許番号、7納税状況、	. 8申請内容、9生年月日	
記録範囲	免税軽油使用者として申請がる	あった者、免税軽油使用者	
記録情報の収集方法	本人(代理人)からの収集、	市町村等からの収集	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	他の官公庁		
	(名 称) ①総合窓口(総務部審査情報課) ②総務部税務課軽油引取税室 ③各県税事務所		
開示請求等を受理する組織の名称	(所在地) ①千葉市中央区市 <sup>1</sup>	場町1-1 南庁舎1階	
及び所在地	②千葉市中央区市与	場町1-1 本庁舎8階	
	3 <u>https://www.pre</u>	ef.chiba.lg.jp/cate/kt/gy	
	ouzaisei/soshiki/soshiki/index.html		
	(千葉県ホームページ)参照」		
訂正及び利用停止に関する他の法			
令の規定による特別の手続等		Τ	
	☑法第60条第2項第1号		
	(電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号	
個人情報ファイル等の種別	政令第21条第7項又は施行条	(マニュアル処理ファ	
	例施行規則第2条第7項に該	イル)	
	当するファイル		
<b>になる日本度なもった。</b>	☑有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の	러도=# 1/4		
募集をする個人情報ファイルであ   る旨	非該当 		
○日   行政機関等匿名加工情報の提案を			
1] 政機関寺區石加工情報の提案を   受ける組織の名称及び所在地	_		
行政機関等匿名加工情報の概要	_		
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案を受ける組織の名			
称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案をすることができ	_		
る期間			
備考	_		
MIN . J	1		

個人情報ファイル海守	1		
個人情報ファイル等の名称	特別徴収義務者、納税者関係ファイル		
実施機関の名称	千葉県知事		
個人情報ファイル等が利用に供され	総務部税務課、各県税事務所		
る事務をつかさどる組織の名称	パパカル・ロ ボルチリカリカ マン・ロ ホイル・ロ ボール・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア		
   個人情報ファイル等の利用目的	地方税法第144条から第144条(	地方税法第144条から第144条の60までに規定する事務の	
DECEMBER / 1 / 2 V TO TO THE HI	遂行のため。		
	1氏名、2住所、3電話番号、		
記録項目	歴、6マイナンバー番号、7名	納税状況、8生年月日、	
	9 申請内容		
記録範囲	特別徴収義務者、納税者		
記録情報の収集方法	本人(代理人)からの収集、	市町村等からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、	含まない		
その旨			
記録情報の経常的提供先	他の官公庁		
	(名 称)①総合窓口(総務語		
	②総務部税務課軽	油引取税室	
	③各県税事務所		
開示請求等を受理する組織の名称及	(所在地)①千葉市中央区市場	場町1-1 南庁舎1階	
び所在地	②千葉市中央区市場	場町1-1 本庁舎8階	
	3 <u>https://www.pre</u>	ef.chiba.lg.jp/cate/kt/gy	
	<u>ouzaisei/soshiki</u>	<u>/soshiki/index.html</u>	
	(千葉県ホームページ)参照」		
訂正及び利用停止に関する他の法令			
の規定による特別の手続等		T	
	☑法第60条第2項第1号		
	(電算処理ファイル)	│ │ □法第60条第2項第2号	
   個人情報ファイル等の種別	政令第21条第7項又は施行条	(マニュアル処理ファ	
	例施行規則第2条第7項に該	イル)	
	当するファイル		
	☑有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募	非該当		
集をする個人情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を受	_		
ける組織の名称及び所在地			
行政機関等匿名加工情報の概要	_		
作成された行政機関等匿名加工情報			
に関する提案を受ける組織の名称及	-		
び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情報			
に関する提案をすることができる期	_		
間			
│ 備 考	l —		

個人情報ノアイル海寺	T		
個人情報ファイル等の名称	収税関係ファイル		
実施機関の名称	千葉県知事		
個人情報ファイル等が利用に供さ			
れる事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課、各県税事務所 		
個人情報ファイル等の利用目的	滞納整理事務その他の収税事	務を執行するため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日	・年齢、4電話番号、5性	
=1 A2 A7 FF	別		
記録範囲	滞納者情報		
記録情報の収集方法	本人からの収集、市町村からの 集	の収集、事業者等からの収	
要配慮個人情報が含まれるとき	  含む		
は、その旨	1 0		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部	審査情報課)	
及び所在地	(所在地)千葉市中央区市場	(所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階	
訂正及び利用停止に関する他の法			
令の規定による特別の手続等			
	☑法第60条第2項第1号		
	(電算処理ファイル)	│ │ □法第60条第2項第2号	
   個人情報ファイル等の種別	政令第21条第7項又は施行条	ロ広第60米第2項第2号	
	例施行規則第2条第7項に該	イル)	
	当するファイル		
	□有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案の			
募集をする個人情報ファイルであ	非該当		
る旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を	_		
受ける組織の名称及び所在地			
行政機関等匿名加工情報の概要	_		
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案を受ける組織の名	_		
称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案をすることができ	_		
る期間			
備考	_		

	1	
個人情報ファイル等の名称	税の減免に係る納税義務者ファ	ァイル
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供さ	<b>奶</b> 罗如果罗哥 女 同 \$P\$ 市 <b>安</b> 宣	
れる事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課、各県税事務所 	
個人情報ファイル等の利用目的	不動産取得税その他の税に係る	る減免について審査する。
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、	4 家族状況
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人(代理人)からの収集、ア	市町村からの収集
要配慮個人情報が含まれるとき	   含む	
は、その旨		
記録情報の経常的提供先	(夕 抚) 纵入宛口 (纵逐前导	金大柱和钿\
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部署	
及び所在地	│ (所在地)千葉市中央区市場町 │	1111   円丁吉   階
訂正及び利用停止に関する他の法	_	
令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイル等の種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項又は施行条 例施行規則第2条第7項に該 当するファイル ☑有 □無	□法第60条第2項第 2 号 (マニュアル処理ファ イル)
行政機関等匿名加工情報の提案の		
募集をする個人情報ファイルであ	該当	
る旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地	総務部審査情報課 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1- 1 南庁舎1階	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情		
報に関する提案を受ける組織の名	_	
称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情		
報に関する提案をすることができ	_	
る期間		
備考	_	

個人情報ファイル等の名称	不動産取得税に係る納税義務等	者ファイル
実施機関の名称	千葉県知事	
	1 朱木州事	
個人情報ファイル等が利用に供さ	総務部税務課、各県税事務所	
れる事務をつかさどる組織の名称	U + 17 + 5570 57 1 2 5570 57 0 6	10-1-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1
個人情報ファイル等の利用目的	地方税法第73条から第73条の3   行	39までに規定する事務の逐
記録項目	1 整理番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 納税状況、6 電話番号、7 個人番号、8 婚姻、9 職業・職歴、1 0 財産・収入	
記録範囲	納税者	
記録情報の収集方法	本人から収集、本人以外から	収集、他の官公庁
要配慮個人情報が含まれるとき		
は、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部	
及び所在地	(所在地) 千葉市中央区市場	
訂正及び利用停止に関する他の法	(加在地) 「采巾千久四巾物町」   円川日「阳	
令の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイル等の種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項又は施行条 例施行規則第2条第7項に該 当するファイル ☑有 □無	・□法第60条第2項第 2 号 (マニュアル処理ファ イル)
行政機関等匿名加工情報の提案の		
募集をする個人情報ファイルであ	該当	
る旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地	総務部審査情報課 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1- 1 南庁舎1階	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情		
報に関する提案を受ける組織の名	_	
称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情		
報に関する提案をすることができ	_	
る期間		
備考		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

旧人情報ノアイル持寸			
個人情報ファイル等の名称	個人事業税に係る納税義務者ファイル		
実施機関の名称	千葉県知事		
個人情報ファイル等が利用に供さ	総務部税務課、各県税事務所		
れる事務をつかさどる組織の名称	他3万中1九4万杯、		
   個人情報ファイル等の利用目的	地方税法第72条から第72条の7		
	ち個人事業税に係る事務の遂行		
=7.63 -T. C	1整理番号、2氏名、3住所、		
記録項目	6電話番号、7個人番号、8類	野姻、9職業・職歴、10	
	財産・収入		
記録範囲	納税者		
記録情報の収集方法	本人から収集、本人以外からり	又集、他の官公庁	
要配慮個人情報が含まれるとき	含まない		
は、その旨	D 0.00		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部署	審査情報課)	
及び所在地	(所在地)千葉市中央区市場町	<b>订1-1</b> 南庁舎1階	
訂正及び利用停止に関する他の法	451		
令の規定による特別の手続等	なし	なし	
	☑法第60条第2項第1号		
	(電算処理ファイル)	□法第60条第2項第 2 号	
   個人情報ファイル等の種別	政令第21条第7項又は施行条	(マニュアル処理ファ	
個人情報ファイル寺の権力	例施行規則第2条第7項に該	イル)	
	当するファイル	1 10)	
	☑有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の			
募集をする個人情報ファイルであ	該当		
る旨			
	総務部審査情報課		
行政機関等匿名加工情報の提案を	〒260-8667 千葉県	千葉市中央区市場町1-	
受ける組織の名称及び所在地	1 南庁舎1階		
行政機関等匿名加工情報の概要	_	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案を受ける組織の名	_		
称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案をすることができ	_		
る期間			
備考	_		
, J	1		

個人情報ノブイル海守	T	
個人情報ファイル等の名称	自動車税に係る納税義務者ファイル	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供さ	総務部税務課、自動車税事務所、各県税事務所	
れる事務をつかさどる組織の名称	秘伤即忧伤缺、日 <u>期</u> 单忧争伤刑、仓宗忧争伤刑 	
個人情報ファイル等の利用目的	地方税法第145条から第177条の24までに規定する事務の 遂行	
記録項目	1整理番号、2氏名、3住所、4生年月日、5納税状 況、6電話番号	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人(代理人)からの収集、市町村からの収集	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部審査情報課)	
及び所在地	(所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階	
訂正及び利用停止に関する他の法		
令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイル等の種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号</li><li>(電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項又は施行条</li><li>例施行規則第2条第7項に該当するファイル</li><li>☑有 □無</li></ul>	
行政機関等匿名加工情報の提案の		
募集をする個人情報ファイルであ る旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地	総務部審査情報課 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1- 1 南庁舎1階	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情		
報に関する提案を受ける組織の名	_	
称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情		
報に関する提案をすることができ	-	
る期間		
備考	_	

	T	
個人情報ファイル等の名称	ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者ファイル 非課税利用者ファイル	
   実施機関の名称	千葉県知事	
	T 条 宗 和 争	
個人情報ファイル等が利用に供さ	総務部税務課、各県税事務所	
れる事務をつかさどる組織の名称	U	
個人情報ファイル等の利用目的	地方税法第75条から第103条ま	
記録項目	1整理番号、2氏名、3住所、	
記録範囲	特別徴収義務者、非課税利用	<b>者</b>
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるとき	   含まない	
は、その旨	B & & V .	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部署	審査情報課)
及び所在地	(所在地)千葉市中央区市場	町1-1 南庁舎1階
訂正及び利用停止に関する他の法	+~ 1	
令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイル等の種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項又は施行条 例施行規則第2条第7項に該 当するファイル ☑有 □無	・□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファ イル)
行政機関等匿名加工情報の提案の		
募集をする個人情報ファイルであ	該当	
る旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地	総務部審査情報課 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1- 1 南庁舎1階	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情		
報に関する提案を受ける組織の名	_	
称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情		
報に関する提案をすることができ	_	
る期間		
備考		

個人情報ノブイル海守	T		
個人情報ファイル等の名称	狩猟税に係る納税者ファイル		
実施機関の名称	千葉県知事		
個人情報ファイル等が利用に供さ	総務部税務課、各県税事務所		
れる事務をつかさどる組織の名称			
個しはおってくいなの利用目的	地方税法第700条の51から第700条の69までに規定する事		
個人情報ファイル等の利用目的 	務の遂行		
   記録項目	1整理番号、2氏名、3住所、4生年月日、5納税状		
記事/共日 	況、6電話番号、7免許番号、8職業		
記録範囲	納税者		
記録情報の収集方法	本人から収集、本人以外から収集、他の官公庁		
要配慮個人情報が含まれるとき	含まない		
は、その旨			
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部審査情報課)		
及び所在地	(所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階		
訂正及び利用停止に関する他の法			
令の規定による特別の手続等	_		
個人情報ファイル等の種別	☑法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項又は施行条 例施行規則第2条第7項に該 当するファイル ☑有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の	'		
募集をする個人情報ファイルであ	該当		
る旨			
	総務部審査情報課		
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地	〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-		
	1 南庁舎1階		
行政機関等匿名加工情報の概要	_		
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案を受ける組織の名	—		
称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案をすることができ	—		
る期間			
備考	_		

個人情報ノアイル海守			
個人情報ファイル等の名称	ふるさと寄附金に係る寄附者情報		
実施機関の名称	千葉県知事		
個人情報ファイル等が利用に供さ	総務部税務課		
れる事務をつかさどる組織の名称			
   個人情報ファイル等の利用目的	寄附金の受入れ及び地方税法附	則第7条に規定する申告	
個人情報ファイル寺の利用日的	特例通知書の送付に係る事務		
記録項目	1整理番号、2氏名、3住所、4電話番号、5寄附金		
記	額、6個人番号、7生年月日		
記録範囲	寄附申出者、申告特例申請者		
記録情報の収集方法	本人からの収集		
要配慮個人情報が含まれるとき	A++1.		
は、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部審査情報課)		
及び所在地	(所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階		
訂正及び利用停止に関する他の法			
令の規定による特別の手続等			
個人情報ファイル等の種別	政令第21条第7項又は施行条     例施行規則第2条第7項に該	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファ イル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の	'		
募集をする個人情報ファイルであ	該当		
る旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地	総務部審査情報課 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1- 1 南庁舎1階		
行政機関等匿名加工情報の概要	<u> </u>		
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案を受ける組織の名	<del>-</del>		
称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案をすることができ	l <del></del>		
る期間			
備考	<u> </u>		